

川口市道路後退用地整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び川口市狭い道路の拡幅等に関する条例（以下「条例」という。）の趣旨をふまえ、狭い道路の拡幅並びに後退用地の整備について必要な事項を定め、もって安全な市街地の形成及び良好な住環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狹い道路 法第42条第2項の規定により指定された市道又は法施行規則第10条の3第4項第三号に規定する通路に該当すると市長が認めた道のうち、幅員4メートル未満の市道をいう。
- (2) 後退用地 狹い道路に接する敷地の一部で、当該狭い道路の中心線から水平距離2メートルの線（市による道路調査等に基づき後退方法が定められている場合はその線とする。）（以下「後退線」という。）との間にあるものをいう。
- (3) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (4) 建築主等 建築主及び後退用地の所有者をいう。

(整備に関する指導方針)

第3条 建築主等は、敷地と狭い道路の境界について、市長の境界確認を受け、条例第6条第1項に規定する事前協議及び条例第8条第2項に規定する任意協議の申入れを行う前に境界線を確定しなければならない。

- 2 建築主等は、前項の境界線が確定した後、速やかに後退用地を確定し、その後退線上に後退杭を設置し、その部分を分筆するものとする。
- 3 建築主等は、後退用地に、道路整備を行う上で支障となるものがある場合は、原則、寄附を行う前に撤去するものとする。
- 4 建築主等は、狭い道路と後退用地に高低差がある場合又は盛り土切り土により高低差が生じる場合は、狭い道路と後退用地と同じ高さに整地し、路肩の適切な保護処置を講ずるものとする。
- 5 建築主等は、市長に対し後退用地を寄附するものとする。

(整備工事等)

第4条 市長は、所有権移転登記後速やかに後退用地の整備工事を行うものとし、施工に当たっては、原則として既存道路の形態と同様とする。

- 2 側溝等のない狭い道路にあっては、敷地と後退用地の境界を明確にするための縁石工事等を施工する。

(補助金の交付申請等)

第5条 市長は、この要綱に基づき後退用地を寄附した建築主等に対し、別に定める交付基準により、補助金を交付する。

- 2 補助金の交付を受けようとする建築主等は、市長に対し様式第1号の道路後退用地分筆補助金交付申請書に市長が定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があった場合、当該申請に係る書類の審査及びその他必要な調査（以下、この条において「審査等」という。）を行い、申請の内容がこの要綱の目的及び規定に適合していると認めたときは、様式第2号の道路後退用地分筆補助金交付適合通知書により建築主等に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の場合において必要があるときは、条件を付した上で適合していると認めることができる。
- 5 市長は、第3項の規定による審査等の結果、申請内容がこの要綱の目的及び規定に適合しないと認めたときは、様式第3号の道路後退用地分筆補助金交付不適合通知書により建築主等に通知するものとする。

（補助金の交付額決定等）

- 第6条 建築主等は、前条第3項の通知を受けた後に第3条第1項から第4項までに規定する整備（以下「整備」という。）を行い、分筆登記終了後様式第4号の道路後退用地分筆補助金実績報告書に市長が定める書類を添えて市長に報告し、併せて後退用地を寄附しなければならない。
- 2 前項の報告書については、補助金の申請を行った日の属する年度の1月31日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が別に定めた日までとする。
 - 3 市長は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類審査及び現場審査（以下、この条において「審査等」という。）を行い、適正に整備が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、様式第5号の道路後退用地分筆補助金交付額決定通知書により建築主等に通知するものとする。
 - 4 市長は、前項の審査等の結果、適正に整備が行われていないと認めるときは、当該整備が適切に行われるよう建築主等に指導する。
 - 5 市長は、建築主等が第5条第4項で付した条件を履行しないとき又は前項の指導に従わないときは、補助金を交付しない旨決定し、様式第6号の道路後退用地分筆補助金不交付決定通知書により建築主等に通知するものとする。
 - 6 建築主等は、第3項の通知を受けた場合は、市長に対し、補助金の交付を請求することができる。
 - 7 市長は、補助金の交付請求があった場合、速やかに補助金を交付するものとする。
 - 8 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。
 - 9 市長は、補助金の交付を受けた建築主等が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合又は建築に関する法令に違反した場合は、補助金の返還を求めるものとする。

（申請書類等）

- 第7条 建築主等は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める申請書等に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 後退用地の寄附をする場合 様式第8号の道路後退用地寄附承諾書、様式第9号の登記原因証明情報兼登記承諾書及び様式第10号の道路後退概要書
 - (2) 補助金の交付の請求をする場合 様式第7号の道路後退用地分筆補助金交付請求書

(適用の除外)

第8条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき土地区画整理事業を施行する場合
- (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路を築造する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(補 則)

第9条 この要綱及び川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。）に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

川口市道路後退用地整備要領

1 趣 旨

この要領は、川口市道路後退用地整備要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、後退用地の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

2 必要な書類等

(1) 要綱第5条第2項に規定する市長が定める書類は、次に掲げる図書または書類とする。

- ア 案内図
- イ 後退用地となる部分の写真
- ウ 不動産登記法第14条でいう地図もしくは地図に準ずる図面（いわゆる公図）
- エ その他市長が必要と認める図書又は書類

(2) 要綱第6条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- ア 後退用地の調査、測量、分筆及び登記（以下「後退用地の整備」という。）に係る契約書または契約内容がわかる書類
- イ 後退用地の整備に要した費用の領収書
- ウ 見積書、明細書等後退用地の整備に係る費用の内訳がわかる書類

(3) 要綱第7条第1号に規定する市長が定める書類は、次に掲げる図書または書類とする。

- ア 案内図
- イ 分筆登記時に使用した地積測量図（道路境界確認確定日の明示したもの）
- ウ 分筆完了後の不動産登記法第14条でいう地図もしくは地図に準ずる図面（いわゆる公図）
- エ 登記事項証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 土地所有者が市外法人の場合、資格証明書
- キ 道路境界確定図
- ク 寄附用地を含んだ道路境界確定図（地積測量図に基づき作成したもの）
- ケ その他市長が必要と認める図書又は書類

(4) 要綱第7条第2号に規定する市長が定める書類は、次に掲げる図書または書類とする。

- ア 振込依頼書
- イ 道路後退用地分筆補助金交付額決定通知書の写し

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

川口市道路後退用地整備要綱補助金交付基準

川口市道路後退用地整備要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項に基づき、補助金の交付基準について下記のとおり定める。

市長は、要綱に基づき後退用地を寄附した建築主等に対して、各号のとおり交付する。

- (1) 補助金の対象は、条例第6条第2項及び条例第8条第3項の協議に基づき確定した後退用地の調査、測量、分筆及び登記にかかる経費（要綱第5条第3項による道路後退用地分筆補助金交付適合通知書を市長から受けた後に契約を締結したものに限る。）とする。
- (2) 補助金の交付額は、(1)の補助対象金額に3分の2を乗じて得た額とし、12万円を限度とする（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）。
- (3) 補助金の申請者は(1)の経費を負担した建築主等のうち、条例第6条第1項に規定する事前協議及び条例第8条第2項に規定する任意協議の申入れをした者とする。
- (4) 補助金申請に関して、1つの後退用地に対し1件の申請とする。ただし、補助金申請敷地が2つ以上の場合においては1件の申請とみなす。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

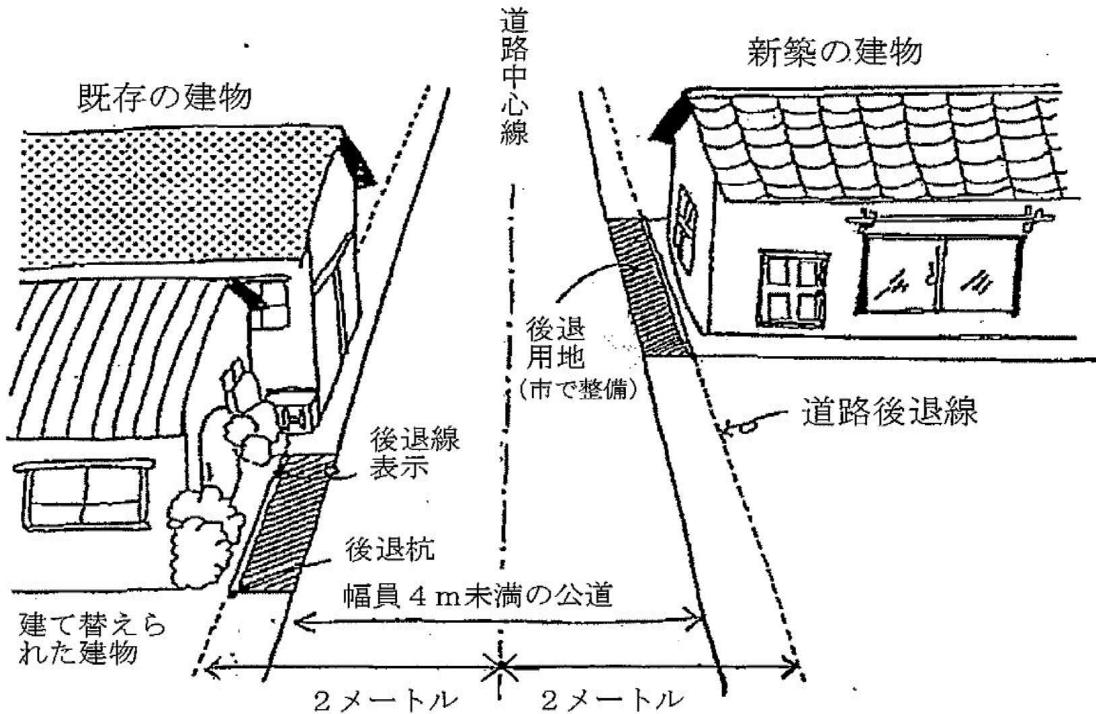
この基準は、令和6年7月1日から施行する。

川口市道路後退用地整備要綱の流れ

全 体 の 流 れ	建 築 主 等 の 手 続 き 及 び 提 出 書 類	川口市の業務 【 】内は担当課
①事前調査	<ul style="list-style-type: none"> ・道路種別、後退方法及び後退義務等の調査【建築安全課】 ・市道に関する調査【道路管理課】 ・市道の境界確認の有無についての調査【道路管理課】 	
②道路境界確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路境界確認申請書」提出 ※通常2か月前後【道路管理課】 ・現地立会い ・道路後退杭の設置 ※事前(任意)協議の申し入れ前に、道路境界確認申請をしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地立会い ・道路境界確定 <p style="text-align: right;">【道路管理課】</p>
③事前(任意)協議	<ul style="list-style-type: none"> ・「狭あい道路拡幅整備事前協議申入書」の提出 ※事前協議の場合 ・「狭あい道路拡幅整備協議申入書」の提出 ※任意協議の場合 ※要綱に該当する道路であるか否かの調査も兼ねるため、建築計画がない場合は任意協議の申し入れをお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、回答 ・協議済通知書 <p style="text-align: right;">【建築安全課・道路管理課】</p>
↑ 条例による手続き ↓ 要綱による手続き	補助金を希望しない場合で寄附承諾書の受付が可能と回答があった場合は⑥へ	
④補助金交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路後退用地分筆補助金交付申請書(様式第1号)」の提出 ※事前(任意)協議の申し入れ時に提出が可能です。 ※適合通知を受ける前に契約、分筆を行わないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付適合通知 <p style="text-align: right;">【建築安全課】</p>
⑤寄附に向けての準備	<ul style="list-style-type: none"> ・後退用地の分筆登記 ・支障物の撤去 ・抵当権等の抹消 ・後退用地を含んだ確定図の作成 	
⑥寄附承諾書等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路後退用地寄附承諾書(様式第8号)」 ・「登記原因証明情報兼登記承諾書(様式第9号)」 ・「道路後退概要書(様式第10号)」 ・「道路後退用地分筆実績報告書(様式第4号)」(補助金利用の場合のみ) ※道路後退用地分筆実績報告書は補助金の申請を行った日の属する年度の1月31日までに提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路後退杭等の確認 <p style="text-align: right;">【建築安全課・道路管理課】</p>
	所 有 権 移 転	・所有権移転手続 【用地対策課】
⑦補助金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路後退用地分筆補助金交付請求書(様式第7号)」の提出 ※補助金交付額決定通知書受領後に提出して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付額決定通知 <p style="text-align: right;">【建築安全課】</p>
⑧道路後退部分の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・後退用地等の整備工事の時期についての相談【道路維持課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 <p style="text-align: right;">【建築安全課】</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路後退部分の整備 <p style="text-align: right;">【道路維持課】</p>

注 意 !

1. 道路後退用地寄附承諾書の提出後、後退杭及び道路境界の杭の有無等について現場調査を行いますが、後退用地の部分が養生シート等で覆われていると確認ができず、手続を進めることができません。その場合は調査日の調整をさせていただきますのでお知らせください。
2. 道路後退用地の分筆時に設置した後退杭及び道路境界の杭が、工事中に引き抜かれている場合があります。
これらの杭がなくなると、後退用地の所有権移転登記手続及び整備工事が出来ませんので、工事中に杭を引き抜かないよう、その保存については十分注意してください。
3. 道路後退用地寄附承諾書の提出後、所有権移転登記手続が完了するまでの間に、道路後退用地に誤って抵当権が設定されてしまう場合がありますので、後退用地に抵当権を設定しないよう注意してください。
誤って抵当権を設定してしまった場合は、所有者等により抵当権を抹消していただくようお願ひいたします。



【記入上の注意】

○ 「道路後退用地分筆補助金交付申請書」 記入上の注意

申請者の欄は、建築主または後退用地の土地所有者のうち、後退用地の調査、測量、分筆及び登記に係る費用を負担する方を記入して下さい。

負担する方が複数いる場合は、その中から代表者を1名決めて記入の上、代表者以外の方が、代表者に補助金交付の申請等の手続きを委任した旨の委任状を添付して下さい。

○ 「道路後退用地分筆実績報告書」 記入上の注意

後退用地部分の調査、測量、分筆及び登記にかかる契約書または契約内容が分かる書類、領収書並びに見積書、明細書等費用の内訳がわかる書類の写しを提出してください（領収書の宛名は、申請者になります。）。

○ 「道路後退用地分筆補助金交付請求書」 記入上の注意

請求額の記入欄には、道路後退用地分筆補助金交付額決定通知書に記載されている交付金額を記入してください。

問い合わせ先

川口市都市計画部建築安全課建築指導係

〒334-0011

川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎5階

048-242-6344（直通）

道路後退用地分筆補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

〒

申 請 者 住 所

フリカヽナ
氏 名

電 話

川口市道路後退用地整備要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。
なお、記載事項については事実と相違ありません。

補助年度	年度	補助金の名称	川口市道路後退用地分筆補助金
土地所有者	氏 名		
	住 所		
建 築 主	氏 名		
	住 所		
代 理 者	氏 名		
	連絡先		
分筆前の地名地番			
抵当権について		<input type="checkbox"/> なし	
		<input type="checkbox"/> あり (ありの場合	年 月 日までに解除します。)
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 後退用地となる部分の写真 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条でいう地図もしくは地図に準ずる図面 (いわゆる公図) ※直近のもの、写し可 <input type="checkbox"/> その他 ()	

注 後日、通知書を送付いたしますので、住所、氏名、電話番号は、
お間違いのないようお願いします。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

フリガナ
氏名

実印

電話

道 路 後 退 用 地 寄 附 承 諾 書

次のとおり、川口市道路後退用地整備要綱に基づく後退用地を市道路敷として寄付することを承諾します。

寄付物件明細	土地の所在	川口市		
	地 目	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 公衆用道路	<input type="checkbox"/> その他 ()
	形 状	幅員 m	延長 m	面積 m ²
	そ の 他			

添付書類 案内図、分筆登記時に使用した地積測量図(道路境界確認確定日を明示)
分筆完了後の不動産登記法第14条でいう地図もしくは地図に準ずる
図面(いわゆる公図)(注1)、登記事項証明書(注2)、印鑑証明書、登記
原因証明情報兼登記承諾書、土地所有者が市外法人の場合資格証明書、
道路境界確定図、寄附用地を含んだ道路境界確定図(地積測量図に基づき作成したもの)
※境界標の種別、位置が判明できる図面及び現場写真をご用意している
場合は、併せて提出をお願いします。
※(注1)、(注2)は直近のものでお願いします。

整 理 番 号	第 号	確認受付番号	年 月 日 第 号
---------	-----	--------	-----------

登記原因証明情報 兼 登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 川口市

義務者(乙) 氏名

不動産の表示

川口市				
町名	地番	地目	地積(m ²)	摘要

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、 年 月 日に本件不動産を寄付した。
- (2) よって本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。
- (3) 以上により、所有権移転の登記をすることを承諾する。

年 月 日

さいたま地方法務局川口出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

義務者(乙) 住所

氏名

実印

記入例

実印

登記原因証明情報 兼 登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 川口市

義務者(乙) 氏名 川口 太郎

所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください
(書ききれない場合は別紙を添付しても差し支えありません)

不動産の表示

川口市				
町名	地番	地目	地積(m ²)	摘要
○○○丁目	○○番○○	△△△	○○○○	
大字○○字○○	○○番○○	△△△	○○○○	
以下余白				

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- 乙は、甲に対し、令和 年 月 日に本件不動産を寄付した。
- よって本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。
- 以上により、所有権移転の登記をすることを承諾する。

令和 年 月 日

さいたま地方法務局川口出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください
(書ききれない場合は別紙を添付しても差し支えありません)

義務者(乙) 住所 川口市○○ ○丁目○○番○○号

氏名 川口 太郎

実印

※ 注意事項

- 実印は捨印を含めて、2箇所に押してください。
- 不動産の表示は、登記事項証明書(土地)に準じて記入してください。

様式第10号

道路後退概要書						確認年月日No. 第
建築主 住所・氏名						(電話)
建築場所						
建築物の 主要用途	専用住宅・共同住宅・ 工場・倉庫・店舗・ 併用住宅・その他()	道 路	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他()	種 別		
道路 後 退 用 地 に 関 す る 概 要	後退用地は	<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 適用除外			
	分筆前の地番				地積	m ²
	分筆後の地番				地積	m ²
	土地所有者 住所 氏名					
	整備工事連絡先 住所 氏名				電話	
外構工事の予定				年 月 日	頃	
道路後退調査報告書						
調査報告			ハガキ交付年月日			
・	・	調査員()	・	お知らせ	・	・
・	・	調査員()	・	是正報告書	・	・
処理方針等						
年 月 日						
課長	補佐	係長	主査	主任	係	整 理 番 号
						年度

(注意) 1. 建築確認申請書を川口市役所に提出する時、添付して下さい。

2. 表面太ワク内、裏面の付近見取図及び配置図を記入して下さい。

ただし、私道の場合は、道路後退用地に関する概要欄の記入の必要はありません。

付 近 見 取 図

配置図（縮尺 1 : ）

- (注意) 1. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示する。
2. 配置図に縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置
申請に係る建築物と他の建築物との別、並びに敷地の接する道路の
位置及び幅員を明示する。

道路後退用地分筆実績報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

川口市道路後退用地整備要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

分 筆 登 記 の 日	年 月 日			
後退用地の地名地番	川口市			
経 費 所 要 額	円			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 後退用地の調査、測量、分筆及び登記（以下「登記等」という。）に係る契約書または契約内容がわかる書類 <input type="checkbox"/> 後退用地の登記等に要した費用の領収書 <input type="checkbox"/> 見積書、明細書等後退用地の登記等に係る費用の内訳がわかる書類			
※ 担当課処理欄	受 付 欄	受付番号	年 月 日 第 号	
		確認番号	年 月 日 第 号	

注 ※印の欄は記入しないでください。

後日、通知書を送付いたしますので、住所、氏名、電話番号は、お間違いのないようお願いします。

道路後退用地分筆補助金交付請求書

年　月　日

(あて先) 川口市長

申 請 者 住 所

氏 名

川口市道路後退用地整備要綱第6条第6項の規定により、次のとおり
請求します。

指令番号	第 号	指令年月日	年 月 日
補助年度	年度	補助金の名称	川口市道路後退用地分筆補助金
請 求 額		円	
添 付 書 類		<ul style="list-style-type: none">・ 道路後退用地分筆補助金額決定通知書の写し・ 振込依頼書	

年　月　日

(あて先) 川 口 市 長

申 請 者
住 所
氏 名
電 話

振込依頼書

下記振込み先にお振込みください。

記

1 振込金の内容 _____

2 振込先口座

振込先金融機関名（支店名まで）	
預金種別（○を記入） 普通・当座・貯蓄・その他	口座番号
口座名義人（カタカナで記入）	

記入例及び注意点

年　月　日

(あて先) 川口市長

申 請 者

住 所 川口市川口2-88-88
氏 名 川口 太郎
電 話 048-258-■■■■

振込依頼書

下記振込み先にお振込みください。

記

1 振込金の内容 川口市道路後退用地分筆補助金

2 振込先口座

振込先金融機関名（支店名まで） 川口銀行 川口支店	
預金種別（○を記入） 普通・当座・貯蓄・その他	口座番号 7654321
口座名義人（カタカナで記入） カワグチタロウ	

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、郵便局が発行した他の金融機関からの振り込が可能な口座番号を記入願います。